

## 政策 III-2-(2)-①

### 1. 政策及び16年度重点施策等

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 政策       | 証券仲介業務の解禁に伴う新規参入への適切な対応        |
| 16年度重点施策 | 銀行等による証券仲介業務の解禁に伴う新規参入への適切な対応等 |
| 参考指標     | 政令・府令等の整備状況、新規参入の状況            |

### 2. 政策の目標等

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 法定任務 | 円滑な金融等                |
| 基本目標 | 金融機関の企業活動が活発に行われていること |
| 重点目標 | 新規参入等を通じて競争が促進されていること |

### 3. 政策の内容

間接金融から直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備として、銀行等による株式等の売買の証券会社への取次業務（証券仲介業務）を解禁する法改正が行なわれました。平成16年度においては、法改正に則して弊害防止措置等所要の政令・府令・事務ガイドラインを整備するとともに、登録業務を開始することとしました。

また、16年4月に、一般事業会社、個人に対し導入された証券仲介業制度についても新規参入の促進に取り組むこととしました。

### 4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

#### (1) 銀行等による証券仲介業務についての関係政令・府令等の整備

##### 〔政令・府令等の整備状況〕

銀行等による株式等の売買等の仲介を行う証券仲介業務の解禁に伴う所要の制度整備のために制定した政令・府令等並びに事務ガイドラインについては、法の施行時期までに、弊害を防止しつつ円滑な証券業務が行なえるよう、適切な措置を盛り込みました。

##### 〔新規参入の状況〕

証券仲介業務が解禁された16年12月1日から17年6月1日までの間に銀行を中心として79の金融機関が証券仲介業務を開始しています。

## (2) 証券仲介業制度の適切な運用

一般事業会社、個人に対し、16年4月に導入された証券仲介業制度については、17年6月末現在で、330業者が証券仲介業者として登録を受けています。

金融機関、一般事業会社、個人についての証券仲介業者としての登録状況を見ると、制度導入とともに、本制度が活用されていることが伺われます。

## 5. 今後の課題

引き続き制度の活用促進を図るとともに、適時、適切な検査・監督を実施し、法令違反が確認された場合には厳正な行政処分を実施する等の適切な対応を行っていく必要があります。

## 6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。